

地上デジタル放送

◆ **地上デジタル放送の受信相談窓口開設のご案内**

● 2011年7月にアナログ放送は終了します

2011（平成23）年7月に現在視聴しているアナログ放送が終了し、地上デジタル放送へと完全移行します。

この地上デジタル放送を視聴するためには、地上デジタル放送対応のテレビまたはチューナーなどが必要となります。また、アンテナ工事なども必要となる場合があります。

◆ **地上デジタル放送の受信相談会を開催します**

地上デジタル放送への移行に便乗して、架空の工事料金や加入負担金を請求するといった詐欺も発生しています。

そこで、特に高齢者や障がい者などを対象として、地上デジタル放送に関する正しい知識と情報をお伝えし、地上デジタル放送の受信をお勧めするとともに、技術的なお手伝いを目的として、地上デジタル放送受信相談会などを次の

- 日程により開催します。入場料および相談料は無料です。
- 地上デジタル放送の準備が済みてないご家庭の皆さんは、ぜひ、この機会にご来場ください。
- ▼相談会などの開催日程
- 地デジ受信相談窓口
- ・ 日程 7月5日（月）～9日（金） 午前10時～午後4時
 - ・ 会場 町生涯学習センター・ギャラリーモール
- 地デジ受信説明会
- ・ 日程 7月5日（月）～9日（金） 午前11時～正午
 - ・ 2部 午後1時30分～午後2時30分
 - ・ 会場 町生涯学習センター視聴覚室
- ▼お問い合わせ先
- ・ 町企画推進課 ☎096・234・1111（内線232）
 - ・ デジサポ熊本（総務省熊本県テレビ受信者支援センター） ☎096・325・6255

町企画推進課 ☎096-234-1111（内線232）

国民健康保険

◆ **国民健康保険の資格異動届はお済みですか？**

● **異動の届け出を忘れずに**

国民健康保険は、職場の健康保険などとは違い、加入・脱退の届け出を加入者各自の責任で行わなければなりません。

国保の資格に異動があったときは、速やかに届け出をしましょう。

● **就職したときは？**

就職でほかの健康保険に加入したときや、健康保険の被扶養者になる

認定されたときは、国保の資格喪失の届け出が必要です。

▼届け出に必要なもの

- ・ 国民健康保険被保険者証
- ・ 新しく交付された健康保険被保険者証
- ・ 印かん

※脱退の届け出が遅れると被保険者証があるため、誤ってそれを使って医療を受けた場合は、国保が負担した医療費を後で返していただくこととなります。

また、ほかの健康保険に加入しているも、国保の喪失届け出をしなければ、国民健康保険税が課税

されたままになります。

● **退職したときは？**

退職して、健康保険の資格を喪失したときや、健康保険の任意継続を喪失したとき、健康保険の被扶養者から外れたときは、国保の資格取得の届け出が必要です。

▼届け出に必要なもの

- ・ 健康保険資格喪失証明書（または喪失日が確認できるもの）
- ・ 印かん

※加入の届け出が遅れると国保税は、資格の取得月から課税されますので、さかのぼって納

めなければなりません。また、被保険者証がないため、その間の医療費は全額自己負担になります。

● **あんま・はり・きゅう治療券をご利用ください**

国保では、加入世帯を対象に、平成23年3月31日（木）まで使用できる治療券を、1世帯あたり12枚交付しています。

1回の治療に1枚使用でき、1,000円が補助されます。

▼届け出に必要なもの

- ・ 国民健康保険被保険者証
- ・ 印かん

町住民生活課 ☎096-234-1111（内線106）

結婚や就職の際に身元調査を行ったり、本人の人物や能力とは直接関係のない出身地などを理由に、結婚に反対したり、就職で不採用にするなどの差別があります。就職における面接の際にも、本人の能力とは全く関係のない家族の状況などを聞くといった不適切な質問が行われており、県内でも事

◆ 自分らしく生きるために シリーズ③ 「差別の現実」

● 差別の現実について
現在もお、同和問題にかかわる偏見や差別意識が人々の心に根深く存在していることが、この背景にあります。

● インターネットによる差別 事件の増加

インターネットは、匿名で、簡単に、広範に情報を収集・発信で

例が報告されています。また、個人に対する差別発言や差別落書きなどが発生し、最近ではインターネットを利用した差別情報の掲載などの問題も生じています。

また、携帯電話からアクセスできる差別に関するサイトも増加しています。

私たち一人ひとりが、正しい情報モラルを身に付けるとともに、正しい情報を見極める力（情報リテラシー）を高めていくことが必要です。

● 差別語と差別意識
言葉、文字は使う人の考え方や使い方によって差別性が生まれ、人権を侵害する場合があります。差別語は差別意識をもって使われる言葉のことで、そこに差別意識が存在している以上、表現の自由や言論の自由の下に放置することはできません。

差別語は、単に使ったから問題なのではなく、その言葉を使って差別しているかどうか、差別の意識が潜んでいるかどうかが問題となります。

◆ 益城町男女共同参画社会 推進懇話会を視察研修

● 益城町での活動事例

3月2日（火）、甲佐町男女共同参画社会推進懇話会では、益城町を視察研修しました。

益城町は、平成8年度に郡内トップを切つて懇話会を設立し、同11年度に広報紙を発行。同20年度に男女共同参画計画を策定し、総合目標に「男女がいいき暮らしの町づくり」を掲げ、さらに同21年度に男女共同参画都市宣言を

行っています。

同懇話会の主な活動は、次の2つを大きな柱としています。

- ① 研修
 - ・常に新しい男女参画の情報取得のため、積極的な会合への参加
 - ・計画策定への参画
 - ・先進地視察研修
- ② 広報活動
 - ・町民に必要性を伝えるパイプ役として、平成14年度に「ねこぼく劇団」を結成、同18年度には「からいも劇団」を再結成し、寸劇による啓発活動を継続中。

・年1回の広報紙『すてつぷ』を

発行。（各戸および各自治体へ配布）

● 研修参加者の感想

◎ 寸劇ビデオを視聴しました。家族における男女差別を気付かせ、役割分担の必要性を提示する内容でした。おもしろおかしく、ときには真面目な演技が、私には大変印象的でした。広報紙は、家庭・職場・地域の中からテーマを取り上げ、男女共同参画社会の必要性を優しく伝えています。（T・K）

◎ 懇話会の活動に触れ、効果的に男女参画を推進しており、非常に

うまいなと感じました。寸劇では、ユーモラスな演出により、目先の感情にとらわれることなく、その意味を理解しやすく思いました。

この男女共同参画社会という課題は、決して女性だけでは解決しない問題です。より多くの男性にいかにして理解してもらおうかが重要で、そこにはもちろん、女性側も主張を男性側に真摯（しんし）に伝える努力が一番大切だと感じます。全てにつながるのですが、やはり、最後は個々のコミュニケーションが問われることになるように思うのです。（K・S）